

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

組織運営においては、世界各地のお客様の要請に応える事業運営を、迅速かつ適切に展開しながら、効果・効率の高い体制を構築しております。

また、内部監査部門である業務監査室が各組織の業務活動全般の適法性、遂行状況について、効果的な監査を実施していくほか、各組織が自律性を高めながら、コンプライアンスやリスク管理に取り組んでおります。

経営の監視を客観的に行うため、社外取締役及び社外監査役をおき、取締役会、監査役会において監督、監査を行っております。また、当社は、経営の監督機能と執行機能の分離、取締役会の機動性向上及び経営の意思決定の迅速化を狙いとし執行役員制度を採用しております。

取締役については、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。

株主や投資家の皆様に対して、決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示を基本とし、企業の透明性を今後も高めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1 - 2】

当社は、現時点においては機関投資家や海外投資家の持ち株比率は相対的に低く、議決権電子行使プラットフォームへの参加は行っていません。また、招集通知の英訳は行っていませんが、英語版のアンニュアルレポートをウェブサイトに掲載し、海外投資家へ情報提供の拡充に努めております。今後、機関投資家や海外投資家の持ち株比率の推移を鑑み、必要に応じて検討することといたします。

#### 【補充原則2 - 4】

当社は、人材の多様化とそれら人材の育成が中長期的な企業価値向上に繋がるものと考え、女性・外国人・中途採用者を積極的に採用し、その人物の経験・資質・能力などを勘案して管理職に登用することが重要と捉えております。多様性の確保の観点で、具体的な指針や数値目標を設けることの有用性を認識しており、今後、検討してまいります。多様性の確保に向けた社内環境整備について、性別、国籍、職歴に関わらず、仕事と子育ての両立を支援する勤務制度などの拡充に積極的に取り組んでおり、引き続き、多様な働き方を実践することですべての社員が生き生きと働き続けられる環境づくりを推進してまいります。

#### 【補充原則4 - 1】

当社は、現在、最高経営責任者等の後継者計画の策定及び当該計画に対する取締役会での監督は行っていませんが、中長期的な成長にあたり、企業理念・経営理念の実現及び持続的な成長に向けてリーダーシップを発揮しうる人材を育成することは経営の重要課題と認識しております。人材育成のため、従業員に対して、早期に管理職にチャレンジできる制度を設けたり、今後の経営人材としての資質を有すると評価できる管理職には、執行役員として経営に近い立場を与える、子会社の社長に就任させるなど、経営の経験を積む施策を図っております。また、これらの管理職層には経営者としての基礎的な知識を習得する研修などを行っております。今後は、取締役会における後継者計画の策定および育成計画を客観的かつ透明性をもって監督する体制について検討してまいります。

#### 【補充原則4 - 8】

現在、独立社外取締役は、2名と少数であり、経営陣との連絡・調整や監査役及び監査役会との連携にも特段支障がないことから、筆頭独立社外取締役は設置していません。

#### 【補充原則4 - 10】

当社は、取締役会を支える機能として任意の報酬委員会を設置しています。報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について客観性と透明性を担保することを目的とし、独立社外取締役を委員長としています。取締役の指名等に関する委員会は設置していませんが、経営陣が取締役候補者案を作成した段階で独立社外取締役と協議することで客観性と透明性を担保しています。

#### 【原則4 - 11】

当社は、定款で取締役を12名以内と定めており、取締役会は、国籍、人種、性別、年齢などに関わらず、取締役に最適と思われる人材を取締役候補者として選定しています。現在は、企業経営に関する豊富な知識と経験、そしてグローバルな視点を兼ね備えた3名の社内取締役ならびに2名の社外取締役の計5名が取締役を務めています。また、社外監査役には、公認会計士及び税理士としての知識・経験を有する者と企業法務に関する知見と経験を有する弁護士を選任しています。しかしながら、ジェンダーや国際性の面における多様性という点では課題があると認識しており、今後、女性及び外国籍の取締役人材の確保に向けた検討を進めてまいります。

#### 【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、取締役会全体のバランスや経営状況を検討した上で、員数の範囲内で取締役会を構成することとしています。取締役候補者の指名にあたっては、取締役会において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者(具体的には、当事業の業界、製造、管理、開発などの各分野における豊富な知識や出身領域や各本部長の経験等の見識及び、企業経営や責任者としての豊富な経験(海外子会社社長や親会社での経験等)と資質や人格を有しており、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としています。社外取締役は、製造業等、当事業に関連する経営経験や法務、財務会計等の専門的知識を有

する者など)を検討し、決議した上で、株主総会にて承認を得ることとしています。  
なお、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは今後、開示してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

### 【原則1 - 4】

当社は、原則として政策保有株式は保有しない方針としており、事業戦略等の観点から保有する場合は、必ず取得時にその保有意義につき取締役会での確認を経ることとしています。また、保有意義について経理部門が毎年、検証を行い、保有意義が認められない場合は売却を検討します。なお、検証結果については、取締役会に報告することとしています。議決権行使については一律に基準は定めず、投資先企業の経営方針や経営戦略等を尊重した上で、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かを総合的に判断します。

### 【原則1 - 7】

当社と当社の役員との間の利益相反取引については、「取締役会規則」に則り、事前に取締役会の承認を受けて実施いたします。上記に加え、関連当事者取引の有無については、取締役に対して毎年書面により取引の有無を確認しております。また、監査役監査において、利益相反取引及び競業取引について、取締役の善管注意義務・忠実義務に反する事実の有無を監視しております。当社と主要株主である親会社との間の取引については、市場価格等を勘案し、取引条件を決定するとともに、当社において「取締役会規則」を始めとする当社の社内規程に則り、取締役会等の適切な社内承認を受けて実施いたします。なお、親会社と親会社以外の株主と利益が実質的に相反するおそれのある取引を行う場合には、都度、社外取締役、社外監査役を含めた取締役会において多面的に議論し、決定することとしています。

### 【補充原則2 - 4】

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

### 【原則2 - 6】

当社は、確定給付型制度として企業年金基金制度を採用しています。運用専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、当社の役員が理事長を務め、運用にかかる知見のある人材を常任理事に任用しています。かつ、外部アドバイザーを起用して専門能力・知見を補完することで、企業年金の適切な運用及び管理を行っています。  
企業年金の積み立て・運用については、複数の外部資産管理運用機関に委託し、これらの運用機関と同機関のステュワードシップ活動について情報交換を行っています。また、代議員として従業員及び労働組合から複数名を選出しており、運用する金融商品については、常任理事を含む複数名の代議員で構成される資産運用委員会にて慎重な審議の上、決定しています。  
当社は、同基金の資産運用の専門性のみならず、基金運営全般の質的向上を図るべく、引き続き同基金に対して人材の計画的な育成を実施してまいります。

### 【原則3 - 1( )】

当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となることを企業理念とし、これを具現化し、かつ、2030年のヤチヨのあるべき姿を描くため、全社方針である長期戦略「Vision2030」を策定し、HP等で開示しております。

### 【原則3 - 1( )】

当社は、企業理念に基づき、経営の効率性・透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。この方針に基づき、経営の意思決定・監督体制と業務執行体制の分離を推進するとともに複数の独立社外取締役を任命することで、監督機能及び透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。コーポレートガバナンスの基本方針については、本報告書の「基本的な考え方」に記載しております。

### 【原則3 - 1( )】

【基本方針】当社の役員報酬等については、担当執行領域の目標達成及び当社の持続的な企業価値向上に向けた動機付けとなるよう設定しております。支給にあたっては、各役員の役職、役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献・実績に基づき決定しております。その具体的な内容については「取締役報酬基準」、「監査役報酬基準」で定めております。

#### 【手続き】

取締役の個人別報酬等の額又はその算定方法は、議長及び構成員の3分の2以上を社外取締役とする報酬委員会を経て、取締役会で決定しております。監査役については監査役会の協議により決定の上、支給されております。2013年6月25日に開催の第60回定時株主総会において決議された年額報酬枠の範囲内で取締役報酬及び監査役報酬を設定しております。(取締役の報酬総額は360百万円(年額)、監査役の報酬総額は93百万円(年額))

### 【原則3 - 1( )】

経営幹部(社内取締役・社内監査役・常務執行役員)の選任は、性別、年齢及び国籍の区別なく、当社事業の各分野(自動車業界、製造、管理、開発など)における豊富な知識や見識及び企業経営や責任者としての豊富な経験と資質と人格を有し、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としています。社外取締役及び社外監査役の選任は製造業等、当社事業に関連する豊富な知識や見識及び法務、財務会計等の専門的知識を有し、かつ適切な資質と人格を有し、当社の経営監督の職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としています。取締役の候補者は、代表取締役と人事担当取締役が候補者を立案し、選任方針への適合性を確認後、経営会議での審議を経て、取締役会の決議によって決定しております。監査役候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。取締役・監査役に、法令又は定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合は、社外取締役、社外監査役を含む取締役会にて公正、透明かつ厳格な審議を行った上で、株主総会への解任議案の提出等、法令に従った手続きで決議します。また、常務執行役員についても、社外取締役、社外監査役を含む取締役会にて公正、透明かつ厳格な審議を行った上で解任決議を行います。

### 【原則3 - 1( )】

取締役・監査役について個人別の経歴は、「有価証券報告書」に記載しております。また、選任理由については、「株主総会招集ご通知」に記載しております。<https://www.yachiyoind.co.jp/ir/sokai/#Sect1>

### 【補充原則3 - 1】

当社は、自社のサステナビリティを巡る取組みとして、中期全社方針の施策に「企業価値向上に向けたサステナビリティ展開」を設定し、E(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)の視点で実施しております。当社は、長期経営戦略「vision2030」に基づく中期全社方針として、売上収益、営業利益、総資本利益率(ROA)等の目標値を定め、全社で共有をした上で、各本部・各部門の施策展開に繋げており、これらの取組の一部をCSR報告書に記載して、開示を行っております。

CSR報告書 <https://www.yachiyo-ind.co.jp/profile/csr/>

【補充原則4 - 1】

当社は、取締役会が重要な経営の意思決定と監督を行う方針であり、業務執行にかかる機動的な意思決定を行うため、業務執行体制として経営会議を設置しています。重要な経営の意思決定として、取締役会は法令及び定款に定められた事項のほか、取締役会規則に定めた事業計画等の経営方針その他経営上の重要事項等を決定しています。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役社長を議長とし、各部門を統括する担当役員で構成する経営会議に権限を委譲しています。また、経営会議においては、各事業領域の進捗と課題について協議するとともに、取締役会で決定された方針の具体化、複数部門に跨る課題解決に関する協議を行っています。なお、取締役及び執行役員に委ねる範囲については、取締役会規則や経営管理審議基準、職務権限規程等において明確にしています。

【原則4 - 9】

当社の社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準としております。この基準に照らし合わせて、独立性があり、豊富な知識や経験を有し、客観的な視点から当社の経営に対し適切に貢献していただける方を選任することとしております。

【補充原則4 - 10】

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】

当社の社外取締役・監査役には、他社の役員を兼務している者もおりますが、その数は合理的な範囲にとどまっており、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役・監査役としての業務に振り向けております。兼任状況については、取締役及び監査役の選任議案に係る株主総会での事業報告及び有価証券報告書等において開示しております。

【補充原則4 - 11】

(1) 評価目的

当社は、加速する事業環境の変化に迅速かつ確に対応し、更なる持続的な成長を実現するため、経営課題に対する取締役会の関与にかかる取締役、監査役、常務執行役員等の考え方を踏まえ、当社の経営環境、事業規模等に即した取締役会の期待役割を確認するとともに、当年度における実効性を検討しました。

(2) 評価の方法

評価は、取締役及び監査役と常務執行役員を対象としたアンケート及び業務執行取締役と独立社外取締役等に対するインタビューを行い、その集計分析結果について取締役会において審議を行いました。

当年度は、アンケートについて取締役会の構成、運営、戦略にかかる議論等の取締役及び監査役と常務執行役員の課題認識を客観的に把握することを目的に、また、インタビューは、アンケートの回答結果を踏まえ、より実効性を高めるための今後の方向性等を客観的に把握することを目的に、外部コンサルタントの支援の下、実施しました。そして、外部コンサルタントからの集計した分析結果に基づいて、取締役会メンバーが当年度の取締役会の実効性と課題の所在等について審議を行いました。

(3) 評価結果の概要

上記評価の結果、当社の取締役会は、事業環境の変化を踏まえ、持続的な成長に向け、変革していかなければいけないことを共有しており、重要な経営課題について、執行と取締役会メンバーが議論を深めるなど、着実に取り組みが進んでいることなどが高く評価されました。

一方で、当社の取締役会がより実効的に機能するためには、取締役会の経営監督の在り方などをより明確化することが必要であることが指摘されました。また、事業のスピード感を醸成するために、執行責任をより明確にすることが必要であり、取締役会メンバーとディスカッションの機会を増やし、当社の経営への期待や責任を直接理解することなどが指摘されました。

今後、指摘事項について建設的に取り組み、執行と監督の適切な緊張関係に基づく信頼関係の一層の醸成に努めてまいります。

【補充原則4 - 14】

当社は、社内、社外にかかわらず、取締役・監査役の就任後は、経営者としての基礎知識やガバナンス、会計学など専門知識を習得するため、外部機関での経営者教育を受講する機会を設けています。また、必要に応じて経営者としての視座や行動を学ぶ内容(経営軸)と知識・スキルを学ぶ内容(知識軸)に分けてトレーニングを行っています。新任の社外取締役・監査役の就任に際して、透明性、公平性の視点から、当社の経営に対する実効的な監督を行うために必要な情報として、当社が所属する業界、当社の事業概要・財務状況・戦略、各組織の業務内容等を生産・開発部門の視察・社内重要会議への出席を含め、提供しています。また、定期的に社外役員情報交換会を開催し、経営環境に関する最新の情報をインプットする機会を設けています。

【原則5 - 1】

当社は、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を構築するにあたり、ステークホルダーからの期待を把握し適切に経営に反映させることが重要と捉えており、適時・適切な情報の開示に基づき、財務情報のほか企業理念やCSRの取り組みなど株主・投資家の判断に資する情報を積極的に開示するよう努めています。

( ) 当社では、常務執行役員である管理本部長がIR活動を掌管しています。また、管理本部長の下に広報部門を設置しています。株主・投資家との対話(面談)の対応は、代表取締役社長や管理本部長などが行っており、広報部門が関連部門と連携してそのサポートをしています。

( ) 株主・投資家への対応にあたり、広報部門が日常的に関係部門と連携しています。

( ) 株主や投資家に対しては、個人面談に加えて、株主総会、機関投資家向けの決算説明会を開催するなど、対話を促進する取組みを実施しています。

( ) IR/SR活動のフィードバックについて、定期的に管理本部長から取締役会に報告することとしています。

( ) 投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的な成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	12,103,950	50.34
ピービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	900,071	3.74
大竹好子	769,200	3.20
株式会社三井住友銀行	457,400	1.90
埼玉車体株式会社	438,075	1.82
株式会社SBI証券	394,792	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	350,900	1.46
大竹譲司	341,333	1.42
大竹隆之	333,333	1.39
大竹守	326,903	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

本田技研工業株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 7267

## 補足説明

フィデリティ投信株式会社より、以下のとおり大量保有報告書の変更報告書の写しが提出されておりますが、当社としては2020年度末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

<エフエムアール エルエルシー>

住所: 245 SUMMER STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02210, USA

保有株券等の数: 1,209千株

株券等保有割合: 5.03%

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である本田技研工業株式会社との取引について、自立を基本とする当社の経営方針に基づき、当社からの製品販売又は役務提供を行う場合は、第三者との通常の取引と同様に競業他社との優位性を精査した見積もりを提示し、交渉の上、価格決定を行っております。また、親会社から原材料を購入する場合も、第三者との通常の取引と同様に、市場価格を参考に交渉の上、価格決定を行うことで、親会社以外の株主の利害を害することの無いよう取引を行っております。

なお、親会社と親会社以外の株主の利害が実質的に相反するおそれのある取引を行う場合には、都度、社外取締役、社外監査役を含めた取締役会において多面的に議論し、決定することとしております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社である本田技研工業株式会社は、当社の議決権の50.5% (間接所有を含む) を保有しております。当社と親会社の間で資本関係、取引関係等の面で密接な関係にはありますが、経営方針及び事業活動等においては、自立を基本としております。また、「上場子会社の経営の独立性を尊重する」との親会社のガバナンス体制に関する方策から、事業における制約等は無いと認識しており、経営の独立性は確保されていると考えております。

なお、当社の役員及び従業員に親会社出身者がおりますが、事業上の必要性から当社の要請に基づいたものであります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤井康裕	他の会社の出身者													
飯田藤雄	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井康裕			<p>藤井康裕氏は、大手電子部品メーカーで培った幅広い業務経験と豊富な経営経験に基づき、当社の経営に対し、積極的な提言や独立した立場からの監督を行っております。引き続き当社の経営に対し、同氏の有する業務経験や経営経験を活かした有用な助言と監督をしていただけると考え、選任しております。</p> <p>当社と同氏との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しています。</p>



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富永和也			富永和也氏は、公認会計士及び税理士として専門的な知見や経験を活かして実効性の高い監査や経営に対して適切な意見を述べるなど、その職責を十分に果たしており、今後も同氏の知見や経験を活かした監査が必要として、選任しております。 当社と同氏との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
松本卓也			松本卓也氏は、弁護士として専門的な知見を有し、また、複数の企業で社外役員を務めるなど企業法務に関する豊富な知見と経験があります。同氏が有する知見や経験が当社の監査機能強化に繋がると考え、選任しております。 当社と同氏との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

(業績連動報酬等に関する事項)

当社は、連結売上収益、連結営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益等を総合的に勘案し、業績の指標としております。これを指標として選択している理由は、当社は、グローバル市場での着実な成長と適正利益の確保及び企業価値向上を重視しており、連結売上収益、連結営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益により、業績判定を行っているためであります。業績連動報酬の額は、当期業績判定の標準業績目標値に対する達成度合いをもとに算出した業績係数を役位に応じた業績連動報酬基準額と掛け合わせることで算出しております。

(非金銭報酬の内容)

当社が導入している株式報酬(非金銭報酬)制度の内容は、当社が拠出する取締役(社外取締役及び主として子会社の業務執行を行う取締役を除く)(以下、「常勤取締役」という。)の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて常勤取締役に、当社株式及び当社株式の換価処分相当額の金銭を交付又は支給するものです。当該制度は、常勤取締役が株価上昇によるメリットと株価下落リスクを株主と共有することにより、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

開示対象となる取締役が存在しないため、個別開示はしていません。  
なお、2020年度の取締役に対する報酬総額は、99百万円となっております。  
報酬には、基本報酬の他に賞与と株式報酬も含まれます。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項  
(方針の決定方法)

取締役の個人別報酬等の額又はその算定方法の決定方針(以下、「決定方針」という。)は、議長及び構成員の3分の2以上を社外取締役として  
いる報酬委員会(以下、「報酬委員会」という。)の答申をうけ、取締役会で決定しております。

(方針の内容の概要)

当社の社外取締役及び主として子会社の業務執行を行う取締役を除く取締役の報酬は、担当執行領域の目標達成及び当社の持続的な企業価値向上に向けた動機付けとなるよう設定しており、基本報酬(月額報酬)、担当執行領域の目標達成度と連動した賞与、業績連動報酬としての賞与及び株式報酬(非金銭報酬)で構成されております。また、報酬額の水準は、第三者に委託した国内企業の取締役報酬額の調査結果を参考に、取締役の各役位における責任の重さを考慮し設定しております。

基本報酬(月額報酬)及び担当執行領域の目標達成度と連動した賞与は、「取締役報酬基準」に定める役位に応じた基準額に、前期の個人別の担当執行領域の目標の達成度合に基づく評価に応じた係数を乗じて額を算出し決定しております。また、業績連動報酬としての賞与及び株式報酬(非金銭報酬)に関しては、上記の「インセンティブ関係」の補足説明に記載のとおりであります。

報酬の種類別の割合については、第三者に委託した国内企業の取締役報酬額の調査結果を参考に、上位の役位ほど業績連動の割合が高まる設定しております。

当社の社外取締役の報酬は、監督機能を担うというその職務に鑑み、基本報酬(月額報酬)のみとし、報酬額の水準は、多様で優秀な人材を引き付けることを目的としつつ、取締役の専門性、他社水準及びその他取締役の報酬も考慮して相応な金額となるよう設定しております。

主として子会社の業務執行を行う取締役の報酬は、賞与等は子会社から支給しているため、当社が支払う報酬は基本報酬(月額報酬)の一部のみとし、取締役の経験と実績、他社水準、その他の取締役の報酬を考慮して相応な金額となるよう設定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の監査の実効性を確保するために、下記の事項を定期的を実施しております。

1. 業務監査室との連携
2. 代表取締役との意見交換
3. 経営会議その他の重要な会議への出席
4. 会計監査人との意見交換

その他、監査役連絡会を開催し、監査役間での情報共有及び意見交換を定期的を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 取締役会 >

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。

当社は、2020年度(取締役5名、監査役4名)において、取締役会を9回開催しました。個々の役員の出席状況は、次のとおりです。

【取締役】

加藤憲嗣 9回中9回出席      三島清憲 7回中7回      松原美樹 9回中9回出席  
藤井康裕(社外)7回中7回出席      飯田藤雄(社外)7回中7回

【監査役】



根岸昭雄 9回中9回出席 富永和也(社外) 9回中9回出席  
村松昌信(社外) 9回中9回出席 松本卓也(社外) 7回中7回出席

注1. 三島清憲、藤井康裕、飯田藤雄の各氏の取締役会出席回数は、取締役に就任した2020年6月23日以降を対象にしております。  
注2. 松本卓也氏の取締役会出席回数は、監査役に就任した2020年6月23日以降を対象にしております。

#### < 監査役会 >

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、業務の分担等に  
従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

当社は、2020年度(監査役4名、うち社外監査役3名)において、監査役会を11回開催しました。

#### < 役員候補者の決定 >

取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定  
しております。

#### < 組織運営 >

業務執行においては、事業・機能別に本部長等を配置し、情報の共有や連携を図ることにより迅速な経営判断を行い、効率の良い職務の執  
行を行っております。

#### < 業務執行体制 >

当社は、主要な組織の長に担当分野の業務執行を担う取締役や執行役員を配置し、機動的に業務執行ができる体制を構築しております。

#### < 経営会議 >

当社は、取締役会が選定した役員をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締  
役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議しております。

#### < 会計監査 >

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人に所属する金子能周及、福原崇二の2名であります。 なお、  
当監査法人による継続監査年数は、8年であります。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他14名が監査業務に従事しました。

#### < 責任限定契約の概要 >

当社は、社外取締役及び社外監査役に広く適任者を招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規  
定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結  
することができる旨を定款に定めており、当社と社外取締役2名及び社外監査役2名は、当該責任限定契約を締結しております。(2021年6月22  
日現在)

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会が、取締役の業務執行の監督、監査を行い、経営会議で取締役の決議事  
項について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議するなど、経営の監視及び内規に  
基づく分権化を行っております。

なお、社外監査役による実効性、専門性の高い監査のほか、平時における経営者の説明責任の確保については、定期的な自己検証結果の経  
営会議への報告、有事における社外の視点を入れた判断の担保については、コンプライアンスオフィサー、リスクマネジメントオフィサー及び社内  
関連部門等が連携して社外有識者等の意見を事前聴取の上、取締役会において判断する体制をとっております。また、監査役連絡会を開催し、  
監査役間での情報共有及び意見交換を定期的に実施しております。

これにより、業務の適正が担保されるものと考え、現在の体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様にご会議案を審議していただくことに配慮し、株主総会招集通知の早期発送に努めております。 第68回定時株主総会(2021年6月22日開催)につきましては、2021年6月3日に招集通知の発送を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、開催が集中する日を回避して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入し、パソコン、スマートフォン等による行使を可能にしております。
その他	株主総会開催日等につきましては、株主の皆様のご利便性を考慮し、決定次第、当社ホームページに掲載しております。また、株主総会では報告事項や決議事項をより理解していただけるように事業報告等の内容のビジュアル化を行っております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び本決算の説明並びに中期経営計画推進状況の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ( <a href="http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/">http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/</a> )において、各種の企業情報を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内に担当部門を設置しております。	
その他	・株主の皆様に対して、定期的に「株主通信」を発行し、当社の事業、製品、財務状況などに係る情報を提供しております。 ・株主総会内の質疑応答を通して株主の皆様と対話を図る機会を設定しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、当社グループで働く一人ひとりが共有する企業理念として「ヤチヨ企業理念」を制定しております。 また、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより確かなものにするため、一人ひとりが共有する行動規範として「ヤチヨ行動規範」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、「ヤチヨ環境基本方針」に則り、事業所特性にあわせた環境に対する施策を実施し、環境負荷を低減する活動を継続しております。 また、サステナビリティの取組みとして、2020年度は、新型コロナウイルス感染症で不安を抱えている地域住民の皆様を元気づけるため、行政の関係団体と連携し、当社従業員からメッセージカードをお渡しするなど地域に根差した活動を実施しております。
その他	<女性の活躍推進の取組みについて> 当社は、女性の活躍促進に向けて、育児と仕事を両立できるよう、法定より充実した育児休業や育児短時間勤務の独自の制度を取り入れて、出産や育児の理由で会社をやめることなく継続して働くことのできる環境整備に取り組んでおります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンスを確保するための体制は、以下のとおりとする。
  - a 当社役員及び従業員が共有し実践に努める「ヤチヨ行動規範」を制定し、周知徹底を図る。
  - b 各部門が担当役員の主導の下で、法令の遵守に努め、その状況を定期的に検証するなど、コンプライアンスについて体系的に取り組む仕組みを整備する。
  - c コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当役員をコンプライアンスオフィサーとして任命し、企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理に関する問題について提案を受け付ける「企業倫理改善提案窓口」を設置する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、当社の文書管理規程に基づき、保存及び管理を行うものとする。  
取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
事業を運営する上で想定される様々なリスクの適切な管理及び危機発生時における関連する組織・従業員の取るべき行動を定めた「リスクマネジメント方針」及び「リスクマネジメント規程」を制定する。  
リスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当役員をリスクマネジメントオフィサーとして任命するなど、リスクマネジメント体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行う。  
取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行う。  
監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行う。  
業務執行体制については、主要な組織の長に取締役や執行役員をおき、機動的に業務執行ができる体制を構築している。  
また、取締役会が選定した役員をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する。さらに、海外においては世界各地のお客様の要請に応えるために世界の主要な地域に拠点を置き、テレビ会議を中心としたICT(情報通信技術)の積極的な活用により、当社と各拠点間のダイレクト・コミュニケーションを促進し、経営会議から委譲された権限の範囲内で、迅速な意思決定を図っている。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社グループにおいて共有し実践に努める「ヤチヨ行動規範」を制定し、周知徹底を図る。
  - a 当社のグループ各社は、ヤチヨ行動規範に基づき事業運営に関連した法令・社内規則が遵守されるコンプライアンス体制、想定される様々なリスクの適切な管理及び危機発生時の対応に関するリスクマネジメント体制を整備する。
  - b 当社のグループ各社は、コーポレートガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンス・企業倫理を主な対象として、定期的な自己検証を実施し改善に努める。
  - c 社長直轄の独立した内部監査部門である業務監査室が、当社の各部門の業務遂行状況について監査を行うほか、内部監査機能を持つ子会社については、内部監査の品質評価を行うことにより内部監査の充実にも努め、その他の子会社に対しては、直接監査を行う。
  - d 当社は、グループ各社の経営の重要事項に関して社内規程に基づき、当社への事前承認又は報告を求め、業務の適正性を確認する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役又は監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、業務監査室から使用人を選任する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
業務監査室で監査役を補助する使用人の人事異動及び人事評価について、取締役は、事前に監査役の意見を聴取の上、決定し、また、補助すべき使用人に対して取締役は指揮命令をしないものとする。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は必要に応じて、職務を補助すべき使用人に対して、調査及び情報収集等の権限を与える。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、以下の事項を報告する。
  - a 会社に重大な影響を及ぼす事項
  - b 内部統制システムの整備状況
  - c コンプライアンス、リスクマネジメントに係る自己検証の結果
  - d 「企業倫理改善提案窓口」の運用状況
- (10) 監査役への報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制  
社内規程において、企業倫理改善提案窓口への報告・相談者に対して、不利益な取扱い(解雇、降格、減給、配置転換、不当な人事評価等の処分)の他、職場におけるいやがらせ等を禁止している。
- (11) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するための予算を確保し、監査のために支出した費用については、事後、会社に償還を請求するものとする。
- (12) その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するために以下の事項を定期的を実施する。

- a 業務監査室との連携
- b 代表取締役との意見交換
- c 経営会議その他の重要な会議への出席
- d 会計監査人との意見交換

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

反社会的勢力排除に向けた対応としては、事業所ごとに管理担当部門を対応部署として不当要求防止責任者をおき、対応が必要な状況が発生した場合には、発生部門の本部長を責任者とする対応体制で、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携して、すみやかな対応をとることとしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る基本姿勢

当社は、以下の会社情報を公表すべき重要事項と位置づけ、株主、投資家などのステークホルダーに対し、迅速、正確かつ公平な開示に努めております。

<重要情報>

- (1) 金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」により適時開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社情報
- (2) その他投資判断に重要な影響を与える会社情報



適時開示に係る社内体制の概略図

